



●8月から高額介護サービス費等の上限額が一部変わります

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が基準額を超えた場合、超えた額を支給します。

8月利用分から、現役並み所得者の基準額が細分化されます。

利用者負担段階区分 (令和 3 年 8 月分から)		月額負担額上限
現役並み所得者 (同じ世帯に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の人 がいて、65 歳以上の人の 収入が単身の場合 383 万円以上、2 人 以上の場合 520 万円以上ある世帯の人)	年収約 1,160 万円 (課税所得約 690 万円) 以上	140,100 円
	年収約 770 万円 (課税所得約 380 万円) 以上～ 約 1,160 万円 (同約 690 万円) 未満	93,000 円
	年収約 383 万円 (課税所得約 145 万円) 以上～ 約 770 万円 (同約 380 万円) 未満	44,400 円
一般		44,400 円
世帯全員が住民税非課税		24,600 円
世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下		15,000 円
世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている人		
生活保護を受給されている人または、利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		個人：15,000 円 世帯：15,000 円

楽しく体を動かそう!! 小学生向けスポーツ体験講座

スポラブ（Sports-Lab）

☎ 生涯学習課 ☎ 055-948-1461

体育の授業や、集団で活動することを苦手と感じている小学生向けのスポーツ講座を開催します。ボールを投げたり、ミニゲームをしたりしながら、体を動かすことの楽しさ、自ら「やってみよう!」という前向きな気持ちを育みます。個々の運動能力に合わせながら、優しいスタッフが楽しく丁寧に教えてくれます。

とき／7月4日（オリエンテーションのみ）、7月18日、8月1日、9月5日、
10月3日 10:00～12:00（日曜日開催、初回のみ10:00～11:00）

ところ／あやめ会館3階 多目的ホール

対象／小学1～6年生の児童と保護者10組程度（市民優先で抽選。歩行に困難を伴わないこと、空きがあれば未就学のきょうだいも参加可）

料金／1組400円（全回数分）

講師／水野直子さん（子ども運動指導者）、佐々木直美さん（あそびLab-ish）

申込／6月15日（火）17:15までに、生涯学習課窓口、電話または市HPで申し込みください。

その他／未就学児には、家庭教育託児員による託児があります。



▲市HP スポラブ
QRコード

●●●● 介護保険についてのお知らせ ●●●●

☎ 長寿福祉課 ☎ 0558-76-8009

●8月から特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額が一部変わります

介護保険施設へ入所（入院）及び短期入所した場合、食費と居住費が原則自己負担となりますが、低所得者の施設利用が困難とならないよう、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。限度額を超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」から給付されます。

8月利用分から、特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額が一部変わります。

利用者負担割合（令和3年8月から）		居住費				食費	
		ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額になります。

※次のA,Bのいずれかに該当する場合は特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

A 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

B 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金などが利用者別段階の一定額を超える場合

- ・第1段階：預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える人
- ・第2段階：預貯金などが単身で650万円、夫婦で1,650万円を超える人
- ・第3段階①：預貯金などが単身で550万円、夫婦で1,550万円を超える人
- ・第3段階②：預貯金などが単身で500万円、夫婦で1,500万円を超える人

●特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）の更新手続きをお願いします

現在、特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）の給付を受けている方の負担限度額認定証の有効期間は7月31日までとなっています。引き続き認定証の交付を希望される人は更新手続きをお願いします。

なお、現在受給中の方には6月上旬に、案内を送付します。

対象／世帯分離をしている配偶者も含めて住民税非課税世帯であり、預貯金等が一定額を超えない人

提出期限／7月9日（金）

※詳細は、お問い合わせください。

